安全の手引き

～ 海外で安全に生活するために ～

在上海日本国総領事館

令和８年２月

はじめに

中国側の30日間査証免除措置等により人々の往来も活発化していますが、日中間の情勢、また日中間の歴史にかかわる日など中国特有の留意点や中国国内の法令などを理解・認識せずに行動した場合、滞在中、思わぬトラブルに巻き込まれるおそれがあります。

昨今の情勢や治安状況を踏まえ、管轄地域内にお住まいの邦人の皆様に安全な生活を送っていただけるよう、「安全の手引き」を改訂しました。

第1部　渡航・滞在にあたっての留意点
第2部　生活上の注意点
第3部　緊急事態への対応

巻末には緊急時における現地当局や病院等の連絡先を一覧として掲載しています。
皆様に当地で安全な生活を送っていただくための一助となれば幸いです。

なお、なにか問題を抱えたとき、また不安を覚えたときなど、平時、緊急時を問わず、いつでも御遠慮なく下記連絡先まで御連絡、御相談ください。

また、本書は今後も改訂を重ねて参りたいと存じます。御意見をお寄せください。

電話(代表)　：　021－5257－4766
メールアドレス　：　e-mail:engo@sh.mofa.go.jp
ウェブサイト　：　https://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

令和 8年 2月
在上海日本国総領事館

……

(参考)　外務省が作成している「海外安全ホームページ」(　https://www.anzen.mofa.go.jp/　)、また同ホームページ上の「中国の安全対策基礎データ」(https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure_009.html)にも、皆様が海外で生活する上で必要となる安全対策情報が掲載されています。(「海外生活」のページには、「世界の医療情報」、「海外安全　虎の巻」、「大使館・総領事館のできること(できないこと)」や「海外旅行のテロ・誘拐対策」、また海外教育や運転免許証の切り替えなどに関するコンテンツもアップされていますので、併せて御参照願います。)

第１部　渡航・滞在にあたっての留意点

１　海外旅行保険への加入

事故や病気により中国の病院で治療や入院をした場合、期間や症状によっては数百万円の治療費が、また日本への緊急搬送の必要性が生じた場合には１千万円以上の搬送費用がかかることがあります。突然体調を崩し、入院してから、十分な保障内容の保険に加入していなかったことを悔やまれる方（家族）も少なくありません。万一に備え、十分な保障内容の海外旅行傷害保険への加入を強くおすすめします。なお、持病・既往症をお持ちの方は、渡航・滞在中の治療費が補償の対象となるか否かについて、事前にかかりつけの医師や保険会社に御相談・御確認ください。

２　在留届の提出

旅券法第１６条の規定により、海外に住所又は一時滞在先を定めて３か月以上滞在する日本人は、在留届を提出することが義務づけられています。緊急事態等が発生した際、在留届を提出していないと、その方の所在自体を把握することができません。外務省専用ウェブサイト（https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html）から提出できますので、未提出の方は直ちに提出してください。すでに提出されている方も、住所や電話番号、メールアドレスなどを変更した場合は速やかに変更届を行ってください。

また、外務省は、在留届の提出義務のない３か月未満の短期渡航者（出張者等）に対しても、必要な安全情報をメールで受け取ることができるサービス「たびレジ」を提供しています。こちらも専用ウェブサイト（https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html）から登録できます。御出張者や旅行を計画中の御家族、御友人にも登録をおすすめください。また在留届を提出されている皆様も、第三国に御旅行・御出張の際に是非ご活用願います。

３　対日感情の理解

中国に渡航し、滞在・在留する日本人としては、日本や日本人に対し、歴史的背景に伴い特別な感情を抱いている中国人がいることを忘れないようにしましょう。特に、日中間の歴史にかかわる日（下記）には反日感情が表面化する傾向がありますので、トラブルに見舞われることがないよう慎重な行動を心がけてください。デモや集会に遭遇した場合は、直ちにその場を離れ、自宅や職場等、安全な場所に避難してください。

１月２８日（１９３２年）第一次上海事変	８月　１日（１９２７年）中国人民解放軍建軍記念日
４月２９日（１９３２年）上海天長節爆弾事件	８月１３日（１９３７年）第二次上海事変
５月　４日（１９１９年）５・４運動	８月１５日（１９４５年）終戦記念日（日本）
５月　９日（１９１５年）対華２１箇条要求受諾	９月　３日（１９４５年）抗日戦争勝利記念日
６月　４日（１９８９年）天安門事件	９月１１日（２０１２年）尖閣諸島の取得・保有（注１）
６月　５日（１９４１年）重慶爆撃	９月１８日（１９３１年）柳条湖事件（満州事変）
７月　１日（１９２１年）中国共産党創立記念日	１０月　１日（１９４９年）中華人民共和国成立記念日
７月　７日（１９３７年）盧溝橋事件	１１月１１日（１９３７年）上海陥落
７月２３日（１９２１年）共産党第一回全国代表会議	１２月　９日（１９３５年）１２・９運動　（注２）
	１２月１３日（１９３７年）南京事件

（注１）中国側は９月１０日と認識　　（注２）５・４運動に次ぐ規模の学生デモ

第２部 生活上の注意点

１　基本的な心構え

海外において、直面する様々な危険から身を守り、安全な生活を送るためには、「御自身と家族の安全は自分たち自身で守る」という自覚が何よりも大切です。日頃から危機的な状況に巻き込まれた場合を想像し、その際の対応や予防措置、あるいは可能な準備などを、会社、家庭などで話し合うようにしてください。また、滞在中、特に外出時には、「目立たない」、「油断しない」、「行動をパターン化しない」の防犯３原則を徹底するよう心がけるとともに、不審者の接近等、周囲の状況にくれぐれも留意し、特にお子様連れの際は、複数人で行動する、できるだけ車両を使用するなど、十分な安全対策に努めてください。

また、以下の点にも十分ご留意ください。

〇現地の習慣を尊重し、現地の方と接する際には言動や態度に注意する。

〇周囲の状況には常に注意を払い、大勢の人が集まる広場等の場所では特に注意する。

〇少しでも不審に感じる人物、集団、物を見かけたら速やかに距離をとり、その場を離れる。

２　健康管理

治療中の御病気がある方や健康上何らかの問題を抱えておられる方は、放置せず、必ず治療の継続に努めてください。外国での生活は、御自身が想像している以上に心身の負担が大きくなります。ストレスを溜めないよう、日頃から心と体の健康管理には十分留意し、体調に違和感を覚えたときは、すぐに身近な人に相談し、状況に応じ専門医を受診するようにしてください。また、冬季など乾燥期には、日本と同様、季節性インフルエンザ等の感染症、呼吸器疾患にかかりやすくなります。必要に応じ、マスクの着用、手洗いなど、基本的な感染症対策を励行し、予防可能な感染症については、ワクチンの接種も検討してください。

３　パスポートの携帯、貴重品の管理に関する注意

中国では、関連する法律に基づき、１６歳以上の外国人はパスポートを常に携帯する義務があります。パスポートをなくした場合、新たに発給を受けるには時間と手間を要します。

新たなパスポートを取得した後、現地公安局（中国の出入境管理局）の開局時間内に同局に出向いて手続きを行う必要もあることから、週末を含め中国の公的機関が休みとなる期間中にパスポートをなくした場合は、出国まで通常よりも長い時間がかかります。

外出の際はできる限り必要最小限のものを持ち歩くようにし、特にパスポートや財布、クレジットカード、携帯電話などを含む貴重品はバッグなどにまとめて収納せず、分散して身につけるなどの対策を講じ、人の集まる場所では、バッグ類は目の届く場所で確実に保管するなど、紛失・盗難防止に努めてください。

パスポート関係手続きについては、当館ウェブサイト（ https://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/passport.html ）を御参照願います。なお、パスポートの残存有効期限も忘れずに御確認ください。

４　居留許可の取得・更新等

以下の点に留意し、居留許可や就労許可の適切な取得手続きに心がけてください。

（１） 就労目的で渡航する外国人又は１８０日以上の長期滞在を予定する外国人は、中国入国後３０日以内に管轄の公安機関において居留許可を申請し、居留期間を延長する場合は有効期間満了の３０日前までに申請する。（発給手続きには最長１５営業日が必要。）

（２） パスポート番号など、許可内容に変更が生じた場合は、変更事由が生じた日から１０日以内に申告し、変更手続きを行う。

（３） 就労目的の場合は、居留許可に加え、各市・省の労働部局において就労（工作）許可の発給申請や延長申請手続きを行う。

５　就労

就労に関する規則を知らなかったために適切な居留許可や就労許可等の取得を怠った、あるいは資格外の活動を行ったなどとして不法就労等の当局の処分（最長１５日間の行政拘留や罰金の支払い、強制退去処分等を科される）を受ける事案が発生しています。下記の事項に留意し、当局に違法行為とみなされないよう十分御注意ください。なお、各行政単位（市・省）によって手続きや許認可範囲が異なりますので、御不明な点がありましたらお住まいの地域を管轄する出入境管理局（本資料の末尾【緊急時の連絡先】２御参照）まで直接御照会ください。

（１）中国では、あらかじめ、労働行政部門から「外国人来華工作許可」を受けた上で、就労査証（Ｚビザ）を取得する必要があります。短期間の渡航であっても、現地受入先への技術指導や興行等は就労にあたるとされます。渡航目的が就労に当たるか否かについては、個別に御確認ください。

（２）中国入国後は、１５日以内に労働行政部門へ申請をし「外国人工作許可証」の発行を受けます。その後、管轄の公安機関において「居留許可」を申請します。居留期間の延長の際に「外国人工作許可証」の更新も行う必要があります。「外国人工作許可証」を受け取る前に就労した場合、出入境管理法違反で罰則を受ける可能性があるので注意してください。（「中国の出入境管理法」には、不法滞在には１万元以下の罰金または１５日以下の拘留を科す、不法就労には２万元以下の罰金及び１５日以下の拘留を科し悪質な場合は国外退去処分とするとあります。）

（３）なお、留学生やインターンシップの資格保持者はアルバイトが可能とされているものの、実際に許可を得られることは希で、実質、就労不可とされています。また、外国人工作許可が与えられている業務の範囲（または許可を受けている市・省等）を超えた就労活動をし、報酬を得た場合は、不法就労とみなされます。許可された範囲を超えた就労（資格外活動）をしないよう注意が必要です。

●「外国人来華工作許可」の手続きに関する上海市のホームページ
https://zwdt.sh.gov.cn/govPortals/bsfw/item/f42487e9-55b0-4aa2-bbb2-4ffeb1d884b8

●関連法 ① 外国人在中国就業管理規定
https://www.gov.cn/zhengce/2022-08/31/content_5711314.htm?eqid=ea860ca00003fb820000000664795e82

●関連法 ② 中華人民共和国出入境管理法
https://www.nia.gov.cn/n794014/n1050181/n1050479/c1013311/content.html
関連法の一部抜粋日本語訳は当館ウェブサイト（https://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000839.html）を御参照願います。

６　外国人臨時宿泊登記

外国人が中国国内の住所地に在留する、あるいはホテルに宿泊する場合、中国到着後２４時間以内に管轄の公安機関において「臨時宿泊登記」をする必要があり、これを怠ると罰金が科せられます。ホテルに宿泊する場合は、ホテル側が「登記」を行うため御自身で「登記」を行う必要はありませんが、次のような場合は、それぞれ原則としてその都度最寄りの公安局派出所にて「臨時宿泊登記」を行う必要があります。

（ア）現在の登録居住地以外の場所に滞在し、その後、登録居住地にお戻りになられた場合（一時帰国を含みます。）

（イ）日本から来た御家族や御友人を御自宅に泊める場合

一時帰国を予定される方や中国国内に滞在中で御家族や御友人をお迎えになられる方は十分御留意願います。御不明な点等ございましたら、管轄の派出所、または中国出入境管理局相談ダイヤル「１２３６７（日本語可）」までお問い合わせください。

（参考：https://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/files/100541398.pdf ）

（オンラインによる外国人臨時宿泊登記（上海市限定）の登録方法については当館のウェブ　サイト（https://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/files/100017774.pdf）を御参照願います。）

７　犯罪被害の傾向と注意点

（１）スリ、置き引きなどの窃盗被害

いつのまにか傍らに置いていたはずのバッグが消えていた、バッグに入っていたパスポートや財布がなくなっていたといった被害報告が寄せられています。パスポートの再発給には一定の日数を要しますので十分御注意ください。（パスポートを紛失した場合の手続き：https://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000726.html）

【注意１】油断せず、常に狙われている、という意識を持つ。

【注意２】バッグ類は常に見える場所で管理し、席を外す際には必ず持ち歩く。

（２）ぼったくり被害

上海市内の観光地周辺や多くの邦人が居住する地域において、マッチング・アプリ等で知り合った中国人女性とみられる人物や、客引きに誘われて入った飲食店、あるいはマッサージ店などで高額な料金を請求される、いわゆる「ぼったくり」被害の報告があとを絶ちません。甘い言葉に誘われ、背景の不明な人物に不用意についていかなければ防ぐことのできる被害です。十分御注意ください。

【注意１】マッチング・アプリの利用は避ける。

【注意２】性風俗店への入店は違法行為。

【注意３】出張者などへの注意喚起を徹底する。

（３）暴行・傷害被害

一般的に中国人は日本人の言動に敏感です。日本語の罵り言葉が広く知られていることもあり、ちょっとした諍いが大きなトラブルに発展することもあります。

【注意１】我々自身が外国人であること、また日本に対して特別な感情を抱いている現地人が実際にいることを常に意識し、特に外出時は一定の緊張感をもって周囲に気を配りながら節度ある言動を心がける。

【注意２】喧嘩して相手に怪我をさせれば犯罪者となるおそれもある。常にトラブルを起こさないよう（トラブルに巻き込まれないよう）十分注意する。

（４）飲酒事故に対する注意

中国では、「白酒」と呼ばれるアルコール度数の高い酒が提供されることがありますが、急性アルコール中毒で緊急入院を余儀なくされたり、死亡したりする例も報告されています。また、泥酔してパスポートや財布などを窃取されたり、ぼったくり被害や交通事故、喧嘩に巻き込まれたりする（状況次第で被害が加害に変わる）危険性も高まります。常に節度ある適度な飲酒を心がけてください。

（５）企業におけるトラブル

労使トラブルについての相談も比較的多く寄せられます。脅迫事件、あるいは暴行・傷害事件などに発展するおそれがある場合、あるいはすでに発展している場合は、速やかに管轄派出所に報告するとともに、ターゲットの如何によらず当館にもご一報願います。

また、ビジネストラブルの相談・投資環境に関する要望については、当館の企業支援のウェブサイト（https://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000688.html）を御参照願います。

８　いわゆる「スパイ行為」等に関する注意

（１）中国当局の取り締まり活動（関連法規）

中国は、２０１４年に「反スパイ法」（反間諜法）を制定し、２０２３年４月には「スパイ活動」への対策を強化する改訂を行う等、「国家安全」に危害を及ぼす行為への対策を強化しています。当局から関連法規に違反したとみなされると取調べや長期間の身体拘束を余儀なくされたり、重い刑罰を科されたりするおそれがあるので注意が必要です。

刑法や反スパイ法には、「スパイ罪」、「スパイ行為」等が規定されていますが（後記（３）に詳述）、幅広い行為が「スパイ行為」とされている上、「その他のスパイ活動」も「スパイ行為」の１つとして規定されているため、列挙されているもの以外にも様々な行動がスパイ行為とみなされる可能性があり、これらの法律の内容が当局によって不透明かつ予見不可能な形で解釈・運用される可能性もあります。

また、いわゆる「スパイ行為」のほか、中国では、「軍事施設保護法」、「測量法」等に違反するとされる行為も「国家安全に危害を及ぼす」とされ、拘束や刑罰の対象になる可能性があります。

さらに、２０２４年２月、中国国内の機関や企業による国家秘密の管理徹底を目的として国家秘密保護法の改正が行われ、２０２４年５月１日に施行されました。国家秘密の定義や具体的な運用について不透明であるため、入手した情報の共有や発信が違法とみなされる可能性があります。

（２）具体的な留意事項

上記のような関係法規に関して、特に以下の諸点に十分留意してください。

ア　刑法第１１０条、反スパイ法第４条第２号には、「スパイ組織に参加する」、「スパイ組織及びその代理人の任務を引き受ける」といった行為が「スパイ行為」に当たるとされています。

中国側は具体的にどのような組織や人物が「スパイ組織及びその代理人」に該当するか明らかにしておらず、国家安全当局から「スパイ行為」をしたとみなされた場合、厳罰に処せられる可能性がありますので、この点、特に御留意願います。

注：中国で発行されている反スパイ法の解釈本（王愛立主編「中華人民共和国反間諜法釈義」）によれば、「スパイ組織」とは「外国政府若しくは国外の敵対勢力が設立する、我が国の政治、経済、軍事等の面における国家秘密、インテリジェンス等の情報を収集し、若しくは我が国に対して転覆、破壊等の活動を行い、我が国の国家安全と利益に危害を及ぼすことを主な任務とする組織を指す」とされています。

イ　中国政府の国家秘密、インテリジェンス等を持ち出したり、国外の組織にそれらを提供したりするのみならず、国家秘密、インテリジェンス等に該当するとされる情報（文書、データ等を含む）を何らかの手段で取得、保有しただけで、「スパイ行為」とみなされ、厳罰に処されるおそれがあります。

ウ　「軍事禁区」や「軍事管理区」と表示された場所は、軍事施設保護法により、許可のない立ち入りや撮影等が禁止されていますので、特に注意する必要があります。

エ　無許可のまま国土調査等を行うことは違法とされています。GPS を用いた測量、温泉掘削等の地質調査、生態調査、考古学調査等に従事して地理情報を収集、取得、所有等をした場合も、「国家安全に危害を及ぼす」として国家安全当局に拘束される可能性があります。（手書きのものを含む）地図を所持するだけで、その対象とみなされる可能性があります。

オ　「統計法」では外国人による無許可の統計調査も禁止されており、学術的なサンプル調査（アンケート用紙配布等）を実施する場合等でも、調査行為が法律に抵触することがありますので、共同調査を実施する中国側機関（学校等）との十分な打合わせが必要です。活動内容が「調査」や「情報収集」に該当する可能性がある場合には、細心の注意が必要です。

カ　上記の各行為については、最近の行為（直近の中国入国時の行為）のみならず、過去の行為（以前の中国入国時の行為や中国以外での行為等）についても調査等の対象になり得ることに注意する必要があります。

（３）中国国家安全部が公表しているスパイ事案摘発等の例（中国人のみならず、外国人にも関係する可能性がある事例があります。）

ア　外国人が、中国の国家機密を違法に外国に提供した。
イ　外国人が、国家機密情報を含む大量の情報を収集した。
ウ　出会い系アプリで知り合った女性からの依頼を受け、報酬を得るため、および女性の歓心を買うため、中国軍艦の停泊地や出港の様子を撮影した。
エ　軍用飛行場の施設、戦闘機の配置などを違法に何度も撮影し、ネット上で公開した。
オ　外国人が外国機関の指示を受け、自然保護区で多数の野生植物の標本や種子サンプルを違法に発掘・採取し、違法に海外に輸送した。
カ　観光を名目に中国の自然保護区に複数回入り込み、大量の昆虫サンプルを採取し、国外に持ち出していた。
キ　中国の国家級湿地保護区と森林等において、検査機器を多数設置し、地理、気象、生物などの機密データを違法に収集した。
（※ 国家安全部 WeChat 公式アカウント（公衆号：gh_b056d127ad86）より抜粋。）

（４）関連規定（反スパイ法、刑法）
ア　「スパイ行為」の定義
「反スパイ法」第４条
「本法に言うスパイ行為とは以下の行為を指す。
（ア）スパイ組織及びその代理人が実施する、若しくは他人に指示、資金援助して実施する、又は国内外の機構、組織、個人がそれと互いに結託して実施する、中華人民共和国の国家安全に危害を及ぼす活動。
注：中国で発行されている反スパイ法の解釈本（王愛立主編「中華人民共和国反間諜法釈義」）によれば、「国外の機構」とは、「中華人民共和国の国境外の国・地域の機構、例えば、政府、軍隊及びその他の関係当局によって設立された機構を指す。また、上記の国外の機構が我が国国内に設立した支部機構若しくは代表機構も国外の機構に属する。」とされており、「国外の組織」とは、「主に中華人民共和国の国境外の国・地域の政党、社会団体、非政府組織及びその他の企業、事業組織等を指す。同様に、上記組織が中国国内に設立した支部組織若しくは代表組織も国外の組織に属する。」とされています。
（イ）スパイ組織に参加する、若しくはスパイ組織及びその代理人の任務を引き受けること又はスパイ組織及びその代理人に頼ること。
（ウ）スパイ組織及びその代理人以外のその他の国外の機構、組織、個人が実施する、若しくは他人に指示、資金援助して実施する、又は国内の機構、組織、個人がそれと互いに結託して実施する、国家秘密、インテリジェンス及びその他国家の安全と利益に関わる文書、データ、資料、物品の窃取、偵察、買収、不法提供、又は国家の職員を策動、誘惑、脅迫、買収し、裏切るようにさせる活動。
（エ）スパイ組織及びその代理人が実施する、若しくは他人に指示、資金援助して実施する、又は国内外の機構、組織、個人がそれと互いに結託して実施する、国家機関、秘密に関わる機関若しくは重要情報インフラ等に対するサイバー攻撃、侵入、妨害、制御、破壊等の活動。

（オ）敵に攻撃目標を指示すること。

（カ）その他のスパイ活動を行うこと。

スパイ組織及びその代理人が中華人民共和国の領域内において、又は中華人民共和国の公民、組織その他の条件を利用し、第三国に対するスパイ活動に従事し、中華人民共和国の国家安全に危害を及ぼすものは、本法を適用する。」

イ　刑法上の「スパイ罪」の罰則規定等

（ア）刑罰（いわゆる「スパイ罪」）

「刑法」第１１０条：（１）スパイ組織に参加する、またはスパイ組織や代理人の任務を引き受ける、（２）敵に攻撃目標を指示する行為で国家の安全に危害を及ぼした場合は、１０年以上の懲役または無期懲役に処するとし、情状が比較的軽い場合は３年以上１０年以下の懲役に処する。

「刑法」第１１１条：国外の機構、組織または人員のために、国家秘密またはインテリジェンスを窃取、偵察、買収、不法に提供した者は、５年以上１０年以下の懲役に処するとし、その情状が特別に重い場合には、１０年以上の懲役又は無期懲役に処し、情状が比較的軽い場合は、５年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

「刑法」第１１３条では、上記刑法第１１０条の罪や刑法第１１１条の罪等について、中国及び人民に対する危害が特別に重大、または情状が特別に悪辣である場合には、死刑に処されることがあります。

この章の罪（国家安全危害罪）を犯した場合には、財産没収を併科することができるとしています。

（イ）行政罰

「反スパイ法」第５４条により、行政拘留（１５日以下）や罰金（５万人民元以下または違法所得の２倍以上５倍以下）に処される可能性があります。

（参考）●中華人民共和国反間諜法

https://www.gov.cn/yaowen/2023-04/27/content_5753385.htm

●スパイ行為やその他違法活動とみなされる可能性がある行為の例

https://www.anzen.mofa.go.jp/china_spy1/china_spy1.pdf

●「反スパイ法」におけるスパイ行為の定義

https://www.anzen.mofa.go.jp/china_spy2/china_spy2.pdf

９　写真撮影

写真撮影は、撮影した対象が国家機密に触れると判断された場合は重罪となりますので、撮影可能な場所なのか否かを事前によく確認してください。

特に、軍事関係の施設・設備、国境管理施設等の一部の公的施設（空港、港、鉄道関係施設等）等では写真撮影が厳しく制限されており、決して興味本位でこれらの施設等を撮影しないようにしてください。逮捕に至らなくても当局から一時拘束され、撮影した写真を調べられ、削除を求められる事例が少なくありません。また、一般市民や少数民族等による街頭デモ等の政治活動を写真撮影していて、警察官から撮影データの削除をその場で求められたり、携帯電話やカ

メラ、パソコン等の記憶媒体を取り上げられたりした例もあります。スケッチも取締り対象になる可能性があります。なお、一部の博物館、美術館等では写真撮影が禁止されています。

１０　政治活動、宗教活動、集会等

（１）政治的と見なされる外国人の集会や行進、示威的な活動等を行うことは厳しく制限されています（「集会遊行示威法」等）。これらの活動に参加し、公安局等主管機関の関係法令等に違反した場合、活動の種類や程度によって処罰を受けます。ビラを配布しただけでも、その記載内容が違法または犯罪と認定されれば、厳罰が科せられることになります。

（２）中国では外国人の宗教活動は厳しく制限されており、２０１８年に全面改正された「宗教事務条例」や「外国人宗教活動管理規定」等の宗教関連法令の規定に基づき、外国人の宗教活動管理が厳格化されています。個人の「信教の自由」は認められているものの、外国人や外国の宗教団体が中国政府の宗教当局の許可なしに独自に中国人や外国人への宗教活動を行うことはできません。非公認の宗教団体の活動、非公認場所での宗教活動、許可を得ていない者による宣教活動や集会等はすべて違法行為とみなされ、特に外国人が中国人に対して布教することを禁止しています。外国人が「違法宗教活動」に従事したとみなされ、当局に拘束され、拘留や強制退去処分を受けている例があります。

（３）中国では、集会の開催が厳格に規制されており、特に外国人による集会の開催は強く警戒されます。１００人以上の集会の開催は公安局（派出所）への届出が必要で、規模によっては公安の上級機関において集会の許可を取得する必要があります。さらに、政府の重要な会議の期間等、各地の警備強化期間には、集会の届出が受理されないこともあるため、主催団体等より、早めに公安局に届け出ることが肝要です。１００人未満であっても、外国人が集まるだけで監視対象となり、それが中国の政治体制や社会秩序に反する活動（反政府集会、非合法宗教集会等）とみなされた場合には関連法令によって取締りの対象となるとされています。

１１　監視

中国においては、街中に監視カメラが設置されており、犯罪を未然に防止する等の措置がとられています。携帯電話やパソコン等の通信機器は、機器やアプリを通じて盗聴されている可能性があることを認識してください。また、WeChat 等のＳＮＳの他、電子メールのやり取りについても、同様の状況にあることを意識して利用してください。

１２　犯罪加害者にならない、犯罪に巻き込まれないために

（１）買春（性風俗店の利用）等性犯罪

買春行為（性行為のみならず、日本では合法となる性行類似行為による性的サービスを含む）は犯罪です。違法営業している風俗店も少なくないため、入店しただけで拘留され、罰金を科されて国外退去処分を受けることもあります。なお、未成年者（１８歳未満）に対するわいせつ行為は重大犯罪となります。

（２）麻薬・違法薬物に関する犯罪

中国公安当局は、麻薬・違法薬物の使用はもとより、密売や運搬、製造などへの取締りを強化しています。中国における罪は極めて重く、最高刑は死刑です。麻薬・違法薬物に関わらないことはもちろんですが、知り合いの依頼であっても中身の分からない荷物は預からない、運搬を依頼されても引き受けないなど、犯罪に巻き込まれない用心が肝要です。

１３　交通安全

中国では、右側通行や、赤信号時に右折車の進行が可能とされているなど、交通規則には日本と大きく異なる部分があり、また自転車を含む車両や歩行者の信号無視、電動バイクの歩道走行といった規則違反も横行するなど、交通事故に巻き込まれる危険性が少なくありません。ＥＶや電動バイクの多い上海では、走行時の音が静かなため、歩行者にとってその接近を認識しにくいので十分な注意が必要です。

【注意１】信号、シートベルト着用など、基本の交通ルールを守る。

【注意２】歩行中は「歩きスマホ」をせず前後左右に注意する。

【注意３】車両を運転する場合は中国の道路安全交通法を確認し、安全運転に努める。

第３部　　緊急事態への対応

１　緊急事態とは

不特定多数の人々が巻き込まれる大規模な事件・事故、自然災害、または感染症の流行のように、予測困難で、突発的に発生し、解決に一定の時間を要するような深刻な事態をいいます。当地において想定される具体例は次のとおりです。

- ○　台風による洪水・冠水、地震・津波等の自然災害
- ○　航空機や船舶、列車、バスなどを巻き込む大規模事故
- ○　マンション、ショッピングセンターなどの火災、倒壊
- ○　危険な感染症の流行
- ○　大規模な反日デモ、暴動
- ○　テロ

２　緊急事態への心構え

（１）情報収集

問題や災害を予期するためには、日頃の情報収集が不可欠です。在留届を提出されている方には当館から「領事メール」をお送りしますが、事態の性質によっては、通信網そのものが遮断されたり、情報提供が遅れたりすることも考えられます。日中関係や中国国内情勢、自然環境の変化などには日頃から目を配り、積極的に情報収集するよう、またデマなどに惑わされることのないよう、正確な情報の入手を心がけてください。また、有事の際は地域社会（近隣住民）との連携が不可欠です。日頃から良好な関係構築に努めてください。

（２）連絡体制の構築・確認

○在留届や「たびレジ」の登録

緊急時には、在留届に記されたメールアドレス又は電話番号宛てに、当館及び日本の外務省から必要な情報提供や安否確認連絡等を行います。「たびレジ」に登録されている場合も、緊急時のメール・サービスを受けることができます。

○　緊急連絡網の整備

日本人会等の邦人コミュニティやサークル、企業、その他団体におかれては、有事に備え、緊急連絡網を整備願います。

○　連絡先の保存

緊急時の連絡先は、停電・通信網遮断等に備え、紙媒体も準備しておいてください。また、お互いに連絡が取れなくなる場合の連絡・合流拠点を家族等関係者と話し合って確認しておきましょう。

○　所在の明確化

休暇等の不在時には家族など周囲の関係者と連絡を取り合っておきましょう。

（３）緊急備蓄品の準備

外出が困難となる事態又は安全確保のための籠城を想定し、食料品や飲料水、常用の医薬品を、少なくとも２週間分備蓄するよう心がけてください。また、緊急避難に備え、現金、貴重品（パスポート含む）、常用の医薬品、飲料水をいつでも持ち出せるよう準備しておいてください。

３　緊急時の行動

（１）情報収集

当館や外務省、当地政府機関の公式発表等、信頼のおける適切なソースから必要な情報を収集し、特にＳＮＳ等の流言飛語（デマ）に流されて行動することのないようにしてください。

（２）行動・報告

ア　災害・大規模事故

当局から避難指示のある場合はそれに従い、避難先から家族や所属団体に連絡した後、当館まで安否報告を行ってください。

イ　テロ発生時

安全確保を最優先し、安全な場所まで避難できたら、家族や所属団体に連絡し、当館にも安否を報告してください。また、事件に巻き込まれた、あるいは怪我をした邦人をご存じの場合は、公安当局と当館にも情報提供願います。

ウ　外出困難な場合

安全が確認されるまでは自宅やホテル等、安全な場所に留まるようお願いします。（自宅待機に関し当局の指示がある場合、従わずに外出すると法的責任を問われるおそれもあります。）なお、「食料品が足りない」又は「体調が悪い」というような人命に関わる問題が生じている場合は、速やかに当館まで御相談ください。

【緊急時の連絡先】

【事件・事故に遭遇した場合】
犯罪にあった場合は警察（公安）、怪我や病気の場合は救急となります。
○　警察（公安）：１１０
○　消防　　：１１９
○　救急　　：１２０（搬送費は有料）

１　在中国日本国大使館・総領事館
（※ 閉館中の緊急時には、代表電話のあと０（ゼロ）を押すと緊急電話受付につながります。）

	電話番号		管轄地域
在上海日本国総領事館	代表 FAX	021-5257-4766(※) 021-6278-8988	上海市、江蘇省、浙江省、 安徽省、江西省
在中国日本国大使館	代表 FAX	010-8531-9800 010-6532-7081	当館及び下記総領事館等の管轄地域を除いた地域
在広州日本国総領事館	代表 FAX	020-8334-3009 020-8333-8972	広東省、福建省、海南省、 広西チワン族自治区
在重慶日本国総領事館	代表 FAX	023-6373-3585 023-6373-3589	重慶市、四川省、 貴州省、雲南省
在瀋陽日本国総領事館	代表 FAX	024-2322-7490 024-2322-2394	遼寧省(大連市を除く)、 吉林省、黒龍江省
在大連領事事務所	代表 FAX	0411-8370-4077 0411-8370-4066	大連市
在青島日本国総領事館	代表 FAX	0532-8090-0001 0532-8090-0009	山東省
在香港日本国総領事館	代表 FAX	852-2522-1184 852-2868-0156	香港、マカオ

２　出入境管理局（処）

名称		住所	電話番号
上海市	上海市公安局出入境管理局	上海市浦東新区民生路 1500 号	021-12367
江蘇省	南京市公安局出入境管理処	南京市泰淮区白下路 173 号	市外局番＋12367
	蘇州市公安局出入境管理処	蘇州市三香路 389 号	
		蘇州市人民路 3998 号	
	無錫市公安局出入境管理処	無錫市濱湖区高浪西路 58 号	
	南通市公安局出入境管理処	南通市工農南路 150 号	
	連雲港市公安局出入境管理処	連雲港市海州区凌洲東路 9 号	
	揚州市公安局出入境管理処	揚州市盐阜西路 22 号	
	鎮江市公安局出入境管理処	鎮江市潤州区冠城路 8 号	
	常州市公安局出入境管理処	常州市鐘楼区南大街街道青果巷 188 号	
	江陰市公安局出入境管理処	江陰市長江路 188 号	
	徐州市公安局出入境管理処	徐州市砥山路 33 号	
	泰州市公安局出入境管理処	泰州市海陵南路 306 号	
	淮安市公安局出入境管理処	淮安市翔宇中道 150 号	
浙江省	杭州市公安局出入境管理処	杭州市上城区婺江路 169 号	市外局番＋12367
	紹興市公安局出入境管理処	紹興市越城区風林西路 178 号	
	寧波市公安局出入境管理処	寧波市鄞州区寧穿路 1901 号	
	嘉興市公安局出入境管理処	嘉興市越秀南路 277 号	
	舟山市公安局出入境管理処	舟山市翁山路 555 号	
	湖州市公安局出入境管理処	湖州市金盖山路 66 号	

	台州市公安局出入境管理処	台州市開発大道 692 号	
	温州市公安局出入境管理処	温州市会展路 1288 号	
	義烏市公安局出入境管理処	義烏市銀海路 399 号	
	衢州市公安局出入境管理処	衢州市花園東大道 169 号	
安徽省	合肥市公安局出入境管理処	合肥市浜湖新区南京路 2588 号	市外局番＋12367
	黄山市公安局出入境管理処	黄山市囲溪区長幹中路 108 号	
江西省	南昌市公安局出入境管理処	南昌市鳳凰中大道 1866 号	市外局番＋12367
	景徳鎮市公安局出入境管理処	景徳鎮市瓷都大道 966 号	
	九江市公安局出入境管理処	九江市長虹大道 212 号	

３　医療機関

（１） 医療機関

（※）医療機関の連絡先は現時点のものであり、変更されている場合がありますので、ご留意ください。各医療機関の詳しい案内については領事館ウェブサイト（領事情報＞医療関連＞各省の医療機関）もご参照ください。

＊　日本語で対応可能（勤務状況等によっては対応できない医療機関も含む）
電話番号の「日」は日本語、「国」は国際医療部、「代」は代表

ア　上海市

病院名	住所	電話番号
病院（系列診療所含む）		
上海嘉会国際病院*	徐匯区桂平路 689 号	400-868-3000（日は３番） 139-1618-6314（18 時～22 時）（日）
上海和睦家医院 長寧院* （ユナイテッドファミリー病院）	長寧区平塘路 699 号	021-2216-3972（日） 138-1613-7083（日） 400-639-3900
冬雷脳科医院 国際部（*） （*）受付なし、日本語可能な医師在籍	青浦区華徐公路 988 号	171-2667-8600 021-6086-6731 181-2122-6501（救急）
上海美華婦児医院* （上海アメリカンサイノ病院） 上海沃徳医疗中心* （上海ワールド医療センター）	徐匯区宋園路 155 号 浦東新区南泉北路 399 号	400-163-4482（代） （アメリカンサイノ） 139-1627-8204（日） （ワールド） 135-2469-3410（日）
上海申徳医院* （上海サンテック病院）	長寧区虹橋路 2281 号	181-1639-9247（日） 021-5330-8008（日は3番）
上海莱佛士医院* （上海ラッフルズ病院）	浦東新区園照路 200 号	156-0182-5688（英） 021-6129-3000
上海徳達医院* （上海デルタ病院） 上海徳達問診部* （上海デルタ西クリニック）	青浦区徐乐路 109 号 長寧区紅宝石路 188 号 古北 SOHO A 座 3 階	（病院） 4008-210-277（代） （クリニック） 021-2213-9771（日） 021-2213-9777（日は2番）
上海百汇医療病院（パークウェイ医療）* （古北クリニック） （新天地メディカルセンター） （金橋クリニック） （パークウェイ医療病院）	長寧区黄金城道 776 号 2 階 黄浦区淮海中路 138 号上海広場 3 階 浦東新区浦碧雲路 997 号 閔行区季楽路 1172 号	全院共通 133-3192-0535（日） 400-819-6622（中英）
上海東方連合医院（*） （*）受付なし、日本語可能な医師在籍	浦東新区浦東南路 551 号 B 棟 23 階 24 階	150-0019-0899（英） 021-5879-9999（代）
曜影医療*（SinoUnited Health 病院）	黄浦区江西中路 350 号	156-1889-3208（日） 400-186-2116（中英）
上海市浦南病院 国際医療部*	浦東新区臨沂路 289 号 11 階	021-5094-5088（日） 021-5836-0763（日）
复旦大学附属華山病院 国際医療部	静安区烏魯木斉中路 12 号	021-5288-9999（英可） 021-6248-3986（予約）

		021-5288-7280（国、病棟）
上海市第一人民医院 北部院 国際医療保健中心	虹口区武進路 86 号 12 号 6 階	021-6324-3852（国・英可） 021-6324-0090（代）
复旦大学附属中山医院 国際医療部	徐匯区医学院路 111 号 21 号楼	400-626-0121 021-3103-3784
診療所		
上海瑞林診所*　（歯科あり） （上海グリーンクリニック）	長寧区仙霞路 88 号 太陽広場 1 階	021-6208-2255 021-6275-4488（歯科）
東和クリニック* （天山院）（歯科あり） （古北院） （浦東院）（歯科あり）	長寧区天山路 1111 号 3F 長寧区栄華東道 88 号 4 階 浦東新区錦康路 5 号	021-5299-1377（天山） 021-6212-5280（歯科） 021-5204-6123（古北） 021-5017-9407（浦東） 021-5017-9406（歯科）
中間帯医療* （MG メディリンクグローバル） （百諾問診院：浦西） （宜滙問診院：浦東）（歯科あり）	南京西路 1468 号中欣大厦 25 階 浦東新区張楊路 2389 弄 LCM 置汇旭輝広場 B 座 5 階 511-513	400-663-7707（共通） 021-3305-0626（浦西：日は 3 番） 021-6882-1212（浦東）
全康医疗*（GHC グローバルヘルスケア） （浦東院）	上海市浦東新区花园石桥路 158 号 B1-8A 上海中心商場地下 1 階	400-690-8866 136-7195-5332（24 時間）
TOWAKO* （上海永惠華クリニック） （上海永遠幸婦科病院）不妊治療	長寧区華山路 800 弄 6 号 丁香公寓 4 階 浦東新区自由貿易試験区富特西一路 477 号	（クリニック） 021-6211-3333 （病院） 021-5018-1111
上海康匯医療中心* （上海ファミリークリニック）	長寧区中山西路 930 号 雲都虹橋大厦 4 階	021-6270-9211
上海平和クリニック*、佐井眼科*	長寧区古北路 1078 号 黄金豪園金座 2 階 201 室	021-5187-7830
上海櫻華門診部* （サクラクリニック） 上海櫻園問診部* （サクラガーデンクリニック）	長寧区延安西路 2558 号 （上海工人療養院新大楼東 4 階） 長寧区天山路 338 弄 1 号 301 室	（サクラクリニック） 021-6209-9820 （サクラガーデンクリニック） 021-6269-3220
盛・美容外科*	浦東新区東方路 969 号 中油陽光酒店 6 階 610 号	021-5878-8082
上海身沁佳中医問診部* （BODY&SOUL クリニック） （虹梅路院） （黄浦院）	長寧区程家橋支路 211 号 智地大厦 1 階 黄埔区西藏南路 760 号 安基大厦 14 階 5 室	（虹梅路院） 150-0062-6660（日） （黄浦院） 150-0062-1500（日）
歯科（上記病院・診療所にも歯科が設置されている医療機関あり）		
三島歯科*	水城南路 37 号 万科広場商務楼 503 室	021-6209-9800（日可） 021-3223-1688
上海徳真会歯科（TSK 歯科）* （徳信会口腔問診） （徳真会口腔診所）	長寧区虹橋路 1438 号 高島屋百貨店 5 階 501 室 虹橋開発区興義路 8 号 万都中心 3 階	（徳信会口腔問診） 021-6268-2286 （徳誠会口腔診所） 021-5208-0208

上海櫻苑口腔門診部* （パールデンタルクリニック）	徐匯区漕渓北路 18 号 上海実業大厦 5-F	021-5424-1797
上海優徳口腔クリニック（上海優徳口腔門診部）YODE Dental	上海市静安区延安西路 65 号 国際貴都大飯店オフィスビル 5 階	136-1178-6890（日可） 021-6249-9928
思美尔口腔（スマイル歯科）*	黄金城道 629 号	021-6516-1166 021-6516-1177
上海永顔口腔クリニック* （アイ･スマイル歯科）	長寧区水城南路 55 号 明珠大楼 5 階	021-3250-7127
華光口腔問診部* （華光歯科）	閔行区虹梅路 3215 弄 201 号 聖倫蘭商務大楼 6 層 C 室	130-0326-4192（日可） 021-6465-8868
名嘉歯科クリニック*	徐匯区宛平南路 108 号 宛平南路 88 号 E 棟 301 室	158-2163-6168（日可） 021-6438-9008

イ　江蘇省

蘇州明基医院 国際医療部*	蘇州市高新区竹園路 181 号	0512-8083-8800（代） 180-3608-3531（国・日可）
蘇州藤和クリニック*	蘇州市高新区 獅山生活広場 8 棟 102 室	0512-6722-9924（代） 173-7269-9926（夜間）
蘇州森茂総合診療所*	蘇州市高新区獅山路 199 号 新地中心寫字楼 8 階	0512-6818-8001 0512-6818-8002
蘇州嘉会クリニック*	蘇州市工業園区旺墩路 268 号 久光百貨 4D	199-5120-9969（日可） 4000-868-3000（上海院と共通、日は 3 番）
蘇州卓正クリニック 湖西医療センター*	蘇州市工業園区蘇州大道西 118 号 蘇悦広場南棟 4 階	0512-6516-9100（代） 189-1566-2616（日）
蘇州大学附属児童病院 （総院） （景徳路院）	蘇州市工業園区鐘南街 92 号 蘇州市景徳路 303 号	（総院） 0512-8069-3588 （景徳路院） 0512-8069-5102
蘇州新世紀児童医院	蘇州市工業園区鐘南街 92 号 （蘇州大学附属児童病院隣）	0512-8817-6666
索菲亜口腔診所* （ソフィア歯科クリニック）	蘇州高新区獅山路 100 号 錦華商業中心 1F	0512-6566-6768 181-0069-2958（日）
蘇州工業園区 景月口腔診所* （景月デンタルクリニック）	蘇州市工業園区東沙湖路 198 号 万科・玲瓏東区 24 身棟 201 室	0512-6275-7608 138-4333-0009（日）
徳真会口腔診所(TSK 歯科) (園区院) (新区院)	蘇州市工業園区中新大道西 88 番 蘇信ビル 1 階 蘇州市高新区塔園路 181 号 獅山天街生活広場 6 階 11 号	（園区院） 0512-6763-5720 （新区院） 0512-6803-2501
環球医生 南京仙林医療中心 （グローバルドクター南京仙林院）(*) (*) 必要時に通訳呼び出し	南京市栖霞区仙隠北路 12 号亜東商業広場 B1	025-8662-8386

願澤医療百家湖門診部	南京市江宇区双龍大道 1680 号(百家湖 1912 東南門傍)	025−8615-3390 (英可)
江蘇省人民医院 (南京医科大学第一附属院)	南京市鼓楼区広州路 300 号	025-6830-6404 025-8371-4511
南京鼓楼医院 (南京大学医学院附属)	南京市中山路 321 号	025-8310-6666
南通市第一人民医院 国際医療部 (南通大学第二附属医院)	南通市崇川区胜利路 666 号	0513-8111-1888 0513-8111-1519 (国・英可)
南通瑞慈医院 国際医療部	南通市経済開発区星湖大道 2000 号	0513-8596-9666 0513-8916-0066(国・英可)
南通大学附属医院 (西院) (東院)	南通市西寺路 20 号 南通市青年東路 688 号	0513-8116-0114 0513-5998-6006
昆山宗仁卿紀念医院 国際医療部	昆山市経済開発区前進東路 999 号	0512-5715-9999 189-1327-9379(国・英可)
無錫華衛医院 (病院) 日本部*	無錫市新呉区漢江路 10 号	0510-8283-5555 159-6187-1076 (日)
無錫宜康医院 (凱宜医療) * (コロンビア病院無錫) VIP 診療部	無錫市新呉区香山路 3 号 3F	0510-6833-8668 0510-6833-8880 (VIP 診療部・日可)
無錫市第二人民医院 国際医療部 (江南大学附属中心医院)	無錫市中山路 68 号	0510-961-2369 0510-6856-3590 (国・英可)
無錫市人民医院 特需医療科 (南京医科大学附属)	無錫市清揚路 299 号	0510-8270-0775 0510-8535-0610 (特需医療科)
常州市腫瘤医院 国際医療部 (常州市第四人民医院)	常州市新北区紅河路 68 号	0519-6980-6980 0519-6980-7220 (国・英可)

ウ　浙江省

杭州樹蘭医院 国際医療部*	杭州市拱墅区東新路 848 号	0571-8603-8913 (日) 177-0681-8325 (日・24 時間)
浙江緑城医院循環器医院 国際医療部*	杭州市西湖区古墩路 409 号	0571-8821-3830 (代) 135-8886-1036 (日・24 時間)
浙江省人民医院(朝暉院)国際医療部* (杭州医学院附属人民医院)	杭州市拱墅区上塘路 158 号	0571-8766-6666 0571-8589-4399 (国・日可)
浙江大学医学院附属 第一医院 (総部一期院) 国際医療部	浙江省余杭区文一西路 1367 号	0571-8723-6114 (代) 0571-8723-9403 (国・英可)
浙江大学医学院附属 第二医院 (解放路院) 国際医療部 (滨江院)　国際医療部	杭州市上城区解放路 88 号 杭州市滨江区江虹路 1511 号	0571-8778-3777 (代) 0571-8778-4676 (解放路院・国・英可) 0571-8971-3988 (滨江院・国・英可)
浙江大学医学院附属 邵逸夫医院 (慶春院) 国際医療部	杭州市上城区慶春東路 3 号	0571-8609-0073 (代) 0571-8600-6961(国・病棟) 0571-8600-6118(国・外来)
浙江大学医学院附属 浙江医院	杭州市西湖区霊隠路 12 号	0571-8798-7373 (代) 0571-8159-5016 (国)

（灵隐院）国際医療部		
嘉興凱宜医院（凱宜医療） （コロンビア病院嘉興）国際医療部*	嘉興市南湖区石泾路 568 号	0573-8999-6888（代） 0573-8383-2313（国・日可）
嘉興市第一医院 国際医療部 （嘉興大学附属医院）	嘉興市中環南路 1882 号	0573-8251-9999（代） 0573-8359-9068（国・英可）
浙江新安国際医院	嘉興市秀州区洪興路 2369 号	0573-8275-3333
寧波市第二医院 国際医療部	寧波市海曙区西北街 41 号	0574-8387-0999（代） 0574-8387-0950（国・英可）
寧波大学附属 第一医院 （月湖院）国際医療部	寧波市海曙区柳汀街 59 号	0574-8708-5588（代） 0574-8708-5080(国・英可）

エ　安徽省

安徽医科大学第二附属医院 国際医療部	合肥市経済技術開発区芙蓉路 678 号	0551-6386-9302（代） 0551-6386-7688（国・英可）、133-0569-476（国・WeChat 可）
黄山市人民医院	黄山市屯溪区栗園路 4 号	0559-251-3762 0559-252-1070（救急）
滁州市第一人民医院 （安徽医科大学附属 滁州医院） （南院）（特需外来あり） （北院） （西院） （児童院）（小児専門）	滁州市南谯区醉翁西路 369 号 滁州市琅琊区鼓楼街忠佑巷 12 号 滁州市琅琊区琅琊古道 119 号 滁州市南谯区醉翁西路 105 号	0550-533-0000（南院） 0550-352-6125（救急） 0550-383-8635（北院） 0550-353-5224（救急） 0550-301-3040（西院） 0550-352-0225（児童院）

オ　江西省

南昌大学第一附属医院	江西省南昌市東湖区永外正街 17 号	0719-8860-3000

（２）医療アシスタンス会社

医院・専門医の予約・受診の手配、通訳の派遣、治療状況の報告、治療費清算の支援、看護等に来訪する親族の渡航支援、医療搬送の手配、遺体移送の手配、葬儀の手配など、様々なサービスを提供しています。詳しくは直接お問い合わせ願います。

○　上海ウェルビー(WellBe) 医療コンサルタント

住所：上海市徐匯区中山西路 1800 号 兆豊環球中心大厦 25F-1

電話番号（24 時間日本語対応）：021-3337-5001

○　上海聖傑 医療服務有限公司（Shanghai Shengjie Medical Service）

住所：上海市虹口区海寧路 269 号 森林湾大厦 B 棟 1005 室

電話：021-6309-5865, 400-820-2119（日本語 24 時間対応）

○　インターナショナルＳＯＳ

住所：上海市楊浦区大連路 588 号 宝地広場 B 座 18 楼 01 室

電話：021-5298-9538，010-6462-9100（24 時間）

○　日本エマージェンシーアシスタンス（EAJ）

住所：上海市長寧区仙霞路 317 号遠東国際広場 B 座 3110

電話：021-5213-2303

○　リーベン（LIEBEN 利便）

電話：0120-119-751（日本国内専用）又は +81-(0)22-381-7280（24 時間）